

第3 我が国における緊急通報サービス関連産業の現状に関する調査

我が国における緊急通報サービス関連産業

1 我が国の現状

昭和50年代の後半から高齢化社会の到来を迎え、民間レベルでのシルバー産業が注目されようになり、その事業化、企業化が進むとともに、各地の自治体が福祉政策として、緊急通報システムや在宅ケアに取り組み始めた。

それを加速したのが、昭和62年に建設省と厚生省が連携して計画策定した「シルバーハウジングプロジェクト」と、同年東京都の手による「シルバーピア事業」であった。また、平成2年建設省による「シニア住宅制度」も高齢者への住宅事業推進を積極化させた要因となった。

いずれも実施主体は、各区市町村や住宅・都市整備公団といった関係行政機関・団体であり、既に12年の歴史を経てそのタイプも定着しており、緊急通報システム装置など高齢者の生活特性に配慮した設備仕様が、住宅自体に施されている。

緊急通報システムの機器としては、ハンズフリー通話・緊急通報対応呼出しボタン・拡張子機、コールボタンのほか天井スピーカー・天井マイク、人体検知センサー若しくは生活異常感知センサー、玄関子機、電気錠、ガス洩れセンサー、熱・煙感知センサー、インターホンなどがあり、こうした各種セキュリティシステムを導入した高齢者対応住宅事業は、ほとんど“公”の手によって推進されているのが実情である。

したがって、緊急通報システムをサービスとして民間レベルで行うには、事業者が演ずべき役割が当然考えられ、そこには制約も生じている。

しかしながら、公的機関のサービス提供には人的体制等において限界があり、現状はともかく将来に向けて需要を掘り起こして行くには有望な分野であることは確かなことである。

民間事業者の先駆けとしては、昭和57年、セコムが「マイドクター」を発売しており、その後、昭和62年にはNTTが緊急通報用電話機とこれを含めた通報システムを開発、電機メーカーにも「ホームナースコール」のような新製品を発売する者が続出したのに伴って、自治体の展開と併行して民間に全国ネットワーク構築を目指す動きが、平成に入ってから活発化している。

この動きを利用して独居老人向けに緊急通報システムを福祉サービス施策として導入する地方自治体が平成4年以降相次いでいる。

一方、地方自治体研究機構（石原信雄理事長）の調査研究委員会は平成9年3月、高齢者を住宅火災から守るには緊急通報システムの整備、居住環境に応じたキメ細かな対策、地域ぐるみの取組みなどが必要であるという提言をまとめている。

厚生省の「健康福祉関連サービス需要実態調査」では、高齢者や高齢者が居る家庭向けの緊急通報サービスは、充足率が2.1%と低いレベルにとどまっており、利用者数3万3,000人に対し利用希望者数は154万人も存在する。

サービスの提供は行政機関が60%、社会福祉協議会が17.5%、警備会社など民間事業者が15%、医療機関7.5%で経費は約3割が自己負担、利用者の年間支払額は4万2,000円であった。

また、住宅金融公庫の首都圏高齢者対象の意識調査によると、老後の住まいに必要な設備については、緊急通報システムが約40%と最も多く、住宅防火対策推進協議会の高齢者対策として、ペンダント型発信機による緊急通報システムを有効な対策と位置づけている。こうした現状において、高齢化社会における老人世帯増加の問題解決の一手段に緊急通報システムと、それに付随するサービスは不可欠とされ、介護サービスとともに今後ますます脚光を浴びることになる。

2 緊急通報サービス関連産業（事業）の概要

我が国における緊急通報サービス関連産業（事業）は、高齢者、障害者等に対する福祉、介護等を目的とするものが主流であると考えられるが、ユーザー自身のニーズに応じて、そのサービスの内容、対象者も多様化しているのが現状であり、また、当該サービスに付加価値を付けるために、ユーザーからの各種相談業務に応じるもの、各種公的サービスの紹介を行うもの、設備管理サービスを行うもの、日常生活における不便を解消するための多様な業務に応じるものなども見られている。

本報告書では、下記3及び4においてこのようなサービスの一例を紹介することとする。

3 国や地方公共団体による緊急通報サービス関連事業の具体的事例

(1) シルバーハウジングプロジェクト

① 制度概要

昭和62年に建設省と厚生省が連携して策定した計画であり、手すり、緊急通報システム装置等高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施された集団的に建設される公共賃貸住宅に対して、国又は地方公共団体が建設費、計画策定費及び生活援助員関連費の補助を行うものである。

平成9年度までに、400団地、11,720戸が建設されており、ライフサポートアドバイザーの常駐やデイサービスセンターの併設等福祉施設との連携によるケアサービスの提供が進められている。

② 住宅の供給主体

地方公共団体、住宅・都市整備公団等

③ 入居対象者

- ・日常生活上自立生活可能な高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・日常生活上自立生活可能な障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

④ ケアサービスの提供

ア ライフサポートアドバイザー常駐型

入居高齢者に対する日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを提供するライフサポートアドバイザー（生活援助員）を住宅戸数概ね30戸に1人配置する。

イ 福祉施設連携型

デイサービスセンターの併設等福祉施設との連携によりサービスを提供する。

⑤ 住宅関連の補助等

ア 建設費補助

公営住宅等の場合、国が次の補助を行う。

A 公共住宅の場合、補助率 国 1/2

地方公共団体の供給する特定優良賃貸住宅の場合 補助率 国 1/3

B 高齢者の利用に配慮した設備、共同施設の設置等に対して補助金を増額する。

イ 計画策定費補助

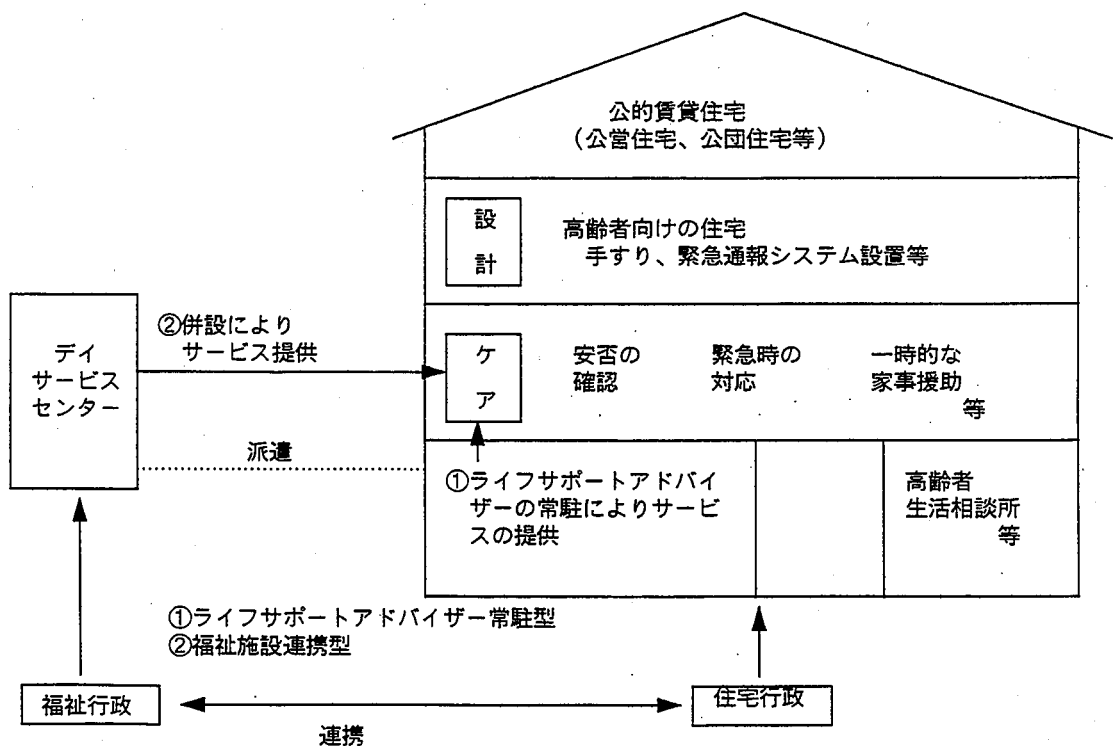
高齢者住宅整備計画策定費に対して補助を行う。 補助率 国 1/3

⑥ ライフサポートアドバイザー（生活援助員）関連の補助

ライフサポートアドバイザー（生活援助員）の人件費について国及び地方公共団体が補助を行う。

補助率 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

⑦ 制度の概念図



(2) シルバーピア事業

① 事業概要

前記(1)シルバーハウジングプロジェクトを踏まえ、東京都は昭和62年にシルバーピア事業運営要綱を策定し、高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施された公共賃貸住宅に係る利用対象者、住宅の設備構造、管理人、ケアサービスセンター等に係る具体的な方針を示している。(以下「東京都シルバーピア事業運営要綱」の抜粋、昭和62年4月1日からの適用)

② シルバーピア事業の要件

シルバーピアとは、次の要件を満たすものをいう。

- ア 高齢者の特性に配慮した、安全で利便の良い構造と設備を有する集合住宅(賃貸住宅)であること
- イ 集合住宅の入居者に対し、緊急時の対応や安否の確認等を行う管理人(ワーマン)を配置すること
- ウ 集合住宅の入居者や地域の高齢者に対し、必要に応じて福祉サービスを提供する高齢者在宅サービスセンターを集合住宅に併設又は近接すること

③ 実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。

区市町村は、住宅の供給主体(東京都住宅局、区市町村(区市町村が住宅を借り上げて供給する場合を含む。)、住宅・都市整備公団、東京都住宅供給公社等)と協力して運営するものとする。

④ 利用対象者

概ね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、独立して日常生活が営めるものとする。

⑤ 集合住宅

ア 建物

住宅は集合した形態とし、個人のプライバシーを尊重するとともに、可能な限り自立して日常生活がおくれるよう、建築上の配慮した建物とする。

建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する簡易耐火建築物とする。

イ 規模

集合住宅の規模は、概ね10戸以上とする。

ウ 設備構造

設備構造は、室内の段差の解消、手すり、常夜燈の設置、滑りにくい床材の使用等高齢者の身体的特性に配慮したものとする。

エ 機器の設置

集合住宅には、急病等の緊急事態を外部に通報する機器等、高齢者の安全に配慮した機器を区市町村が設置する。

オ 管理人室の設置

集合住宅に管理人室を設置する。

カ 集会室の設置

集合住宅には、利用者同士、または地域住民等との交流を促進するための集会室を設置することがのぞましい。

⑥ 管理人

ア 条件

高齢者の福祉に理解と熱意のある、心身ともに健康な者で、下記のエに定める業務を日常的に行える者とする。

イ 配置

管理人は、区市町村が当該集合住宅に1人配置する。

ウ 設置形態

管理人は、管理人室に住み込むことを原則とする。

エ 業務

管理人は、個々の利用者に対し、必要に応じて次に掲げる一時的なサービスを提供する。

- ・安否の確認
- ・夜間をも含む緊急時の対応
- ・疾病に対する一時的な介護
- ・関係機関との連絡等

⑦ 高齢者在宅サービスセンター

集合住宅に近接する高齢者在宅サービスセンターの位置は、原則として集合住宅の利用者が徒歩で利用できる範囲とする。

⑧ 関係機関との連携等

本事業の運営にあたっては、他制度との関係に十分配慮し、それと一体的、効果的運用を図るとともに、本事業に携わる関係各機関は、連絡調整等連携に努め事業の円滑な実施を図るものとする。

(3) シニア住宅制度

① 制度概要

平成2年に建設省が、高齢者の安全で安心した居住を確保するために、公営住宅を補完し、民間の土地・住宅所有者の経営意欲を誘導しつつ、高齢者世帯の金融資金等の活用と効果的な補助の組み合わせにより、低廉で家賃で入居できる「高齢者向け優良住宅制度」を創設した。

本制度により、民間の土地・住宅所有者等は、建築物に係る一定の基準（高齢者の特性に配慮したバリアフリー及び緊急時対応サービスの義務付け）を満たせば、国又は地方公共団体から計画策定費、建築費、家賃対策等の補助を受けられることになる。

（なお、本制度については、平成10年4月に建設省住宅局長通達により、新要綱が策定されている。以下は「制度の概要」の抜粋、平成10年4月8日から適用）

② 施策対象